

## 資料57 水質汚濁に係る環境基準

### ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラ	0.006mg/ℓ以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジ	0.003mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

## イ 生活環境の保全に関する環境基準

### (ア) 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境 保全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ以下
A	水道2級水産1級水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下
B	水道3級水産2級及びC 以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100mℓ以下
C	水産3級工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/ℓ以上	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料10mℓ、1mℓ、0.1mℓ、0.01mℓ……のように連続した4段階（試料量が0.1mℓ以下の場合は1mℓに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mℓ中の最確数を最確数表を用いて算出する。</p> <p>この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ) 海域

a

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物 質(油分等)
A	水産1級水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下	検出されないこと。
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこと。
C	環 境 保 全	7.0以上8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表10に掲げる方法

備考

- 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mℓ以下とする。
- アルカリ性法とは、次のものをいう。  
試料50mℓを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mℓを加え、次にN/100過マンガン酸カリウム溶液 10mℓを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mℓとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mℓを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているN/100チオ硫酸ナトリウム溶液ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。  
同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。  
 $COD(O_2\text{mg}/\ell) = 0.08 \times (b) - (a) \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$   
(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値(mℓ)  
(b) : 蒸留水について行った空試験値(mℓ)  
 $fNa_2S_2O_3$  : N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力価

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下
測 定 方 法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法

備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

## ウ 地下水の環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジ	0.003mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

## エ 環境基準の類型指定状況

### (ア) 河川

あてはめ 水域名	設定の種類 及び年月日	見直しの状況	該当類型及 び達成期間	地点統 一番号	環 境 基 準 地 点 名	範 囲	備 考
宇治川(1)	関45.9.1		Aハ	1-1	隠元橋	山科川合流点より上流	
宇治川(2)	〃		Bハ	2-1	淀川御幸橋	山科川合流点から三川合流点まで	山科川合流点を含む。
桂川上流	〃		Aイ	3-1	渡月橋	渡月橋より上流	渡月橋を含む。
桂川下流(1)	〃		Bイ	4-1	西大橋	渡月橋から天神川合流点まで	
桂川下流(2)	〃	見直し (府8.3.29)	Bロ	5-1	宮前橋	天神川合流点から宇治川合流点まで	天神川合流点を含む。
鴨川上流(1)	〃	見直し (府53.3.24)	Aロ	20-1	出町橋	高野川合流点より上流	高野川合流点を含む。
鴨川上流(2)	〃	見直し (府53.3.24) (府8.3.29)	Aイ	21-1	三条大橋	高野川合流点から勧進橋まで	勧進橋を含む。
鴨川下流	〃	見直し (府8.3.29)	Bハ	7-1	京川橋	勧進橋より下流	
木津川(2)	環47.11.6		Aロ	8-1	笹瀬橋	久米川合流点から名張川合流点まで	
木津川(3)	〃		Aイ	9-1 9-2 9-3	恭仁大橋 玉水橋 木津川御幸橋	名張川合流点から淀川合流点まで	名張川合流点を含む。
由良川上流	府49.4.1		AAイ	10-1	安野橋	大野ダムより上流	
由良川下流	〃		Aイ	11-1 11-2 11-3 11-4 11-5	山家橋 以久田橋 音無瀬橋 波美橋 由良川橋	大野ダムより下流	
野田川	府51.7.20		Aロ	12-1 12-2	六反田橋 堂谷橋	全域	
竹野川	府52.3.25		Bハ	13-1	荒木野橋	全域	
小畑川上流	府53.3.24		Cロ	14-1	京都市・長岡京市境界点	京都市と長岡京市の境界より上流	京都市と長岡京市境界点を含む。
小畑川下流	〃	見直し (府8.3.29)	Cロ	15-1	小畑橋	京都市と長岡京市の境界より下流	
大谷川	〃		Eロ	16-1	二ノ橋	全域	
高野川上流	〃		AAイ	17-1	三宅橋	花園川合流点より上流	花園川合流点を含む。
高野川下流	〃	見直し (府8.3.29)	Aイ	18-1	河合橋	花園川合流点より下流	
清滝川	〃		AAイ	19-1	落合橋	全域	
田原川	府8.3.29		Aロ	22-1	蛭橋	全域	
弓削川	〃		Aイ	23-1	寺田橋	全域	
園部川	〃		Aハ	24-1	神田橋	全域	
犬飼川	〃		Bロ	25-1	並河橋	全域	
有栖川	〃		Bハ	26-1	梅津新橋	全域	
天神川	〃		Bハ	27-1	西京極橋	全域	
和束川	〃		Aイ	28-1	菜切橋	全域	
棚野川	〃		Aイ	29-1	和泉大橋	全域	
高屋川	〃		Aイ	30-1	黒瀬橋	全域	
上林川	〃		Aイ	31-1	五郎橋	全域	
八田川	〃		Aイ	32-1	八田川橋	全域	
犀川	〃		Aイ	33-1	小貝橋	全域	
土師川	〃		Aイ	34-1	土師橋	全域	
牧川	〃		Aイ	35-1	天津橋	全域	
宮川	〃		Aイ	36-1	宮川橋	全域	
伊佐津川	〃		Aイ	37-1	相生橋	全域	
河辺川	〃		Aイ	38-1	第一河辺川橋	全域	
大手川	〃		Aロ	39-1	京口橋	全域	
福田川	〃		Aイ	40-1	新川橋	全域	
宇川	〃		Aイ	41-1	宇川橋	全域	
佐濃谷川	〃		Aハ	42-1	高橋	全域	

(注) 1 設定の種類及び年月日、見直しの状況：「関」は閣議決定、「環」は環境庁告示、「府」は京都府告示

2 達成期間：「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

(イ) 海域

あてはめ水域名	設定の種類及び年月日	見直しの状況	該当類型及び達成期間	地点統一番号	環境基準地点名	範囲
舞鶴湾(1)	府50.3.18		Aハ	601-1	N 35° -29' -34" MA-3 E 135° -23' -20" (念仏鼻地先)	別記1の(1)の水域
				601-2	N 35° -28' -19" MA-4 E 135° -19' -38" (榑埼地先)	
舞鶴湾(2)	"		Aイ	602-1	N 35° -30' -58" MA-1 E 135° -20' -12" (キンギョ鼻地先)	別記1の(2)の水域
				602-2	N 35° -29' -47" MA-2 E 135° -21' -26" (恵比須埼地先)	
若狭湾西部宮津湾	府51.7.20		Aロ	603-1	N 35° -34' -59" M-1 E 135° -12' -50" (江尻地先)	別記2の(1)の水域
				603-2	N 35° -32' -31" M-2 E 135° -11' -53" (島埼地先)	
若狭湾西部阿蘇海	"		Bハ	604-1	N 35° -33' -41" A-1 E 135° -09' -50" (野田川流入点)	別記2の(2)の水域
				604-2	N 35° -34' -03" A-2 E 135° -10' -46" (中央部)	
				604-3	N 35° -34' -41" A-3 E 135° -11' -33" (溝尻地先)	
若狭湾西部若狭湾	"		Aイ	605-1	N 35° -32' -17" W-1 E 135° -17' -50" (栗田湾沖)	別記2の(3)の水域
				605-2	N 35° -38' -05" W-2 E 135° -16' -04" (波見埼沖)	
				605-3	N 35° -40' -30" W-3 E 135° -19' -12" (鷺埼沖)	
山陰海岸東部	府52.3.25		Aイ	606-1	N 35° -45' -05" S-1 E 135° -06' -40" (竹野川沖)	別記3の(1)の水域
山陰海岸				606-2	N 35° -39' -17" S-2 E 134° -54' -57" (久美浜湾沖)	
山陰海岸東部	"		Aロ	607-1	N 35° -38' -21" K-1 E 134° -54' -02" (湾口部)	別記3の(2)の水域
久美浜湾				607-2	N 35° -36' -45" K-4 E 134° -54' -02" (湾奥部)	

別記

- (1) 舞鶴市松松崎から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である(舞鶴湾(1))。
- (2) 舞鶴市金ヶ崎から0度に引いた線、同市博奕岬から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(1)に係る部分を除いた水域である(舞鶴湾(2))。
- 若狭湾西部水域は、丹後半島経ヶ岬と福井県越前岬を結ぶ線並びに正面埼の府県境と同地点から真方位24度1.2kmの点と舞鶴市毛島から真方位84度1.5kmの点を結ぶ線とその点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、由良川水域(昭和49年京都府告示第179号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)を除いた水域である。  
このうち、
  - 宮津湾は、宮津市黒崎の突端と世屋川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
  - 阿蘇海は、宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
  - 若狭湾は、上記(1)、(2)を除いた若狭湾西部水域である。
- 山陰海岸東部水域は、京都府と兵庫県の境界である陸岸から、京都府と福井県の境界である陸岸の地点に至る地先海域であって、若狭湾西部水域(昭和51年京都府告示第415号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)に係る部分を除いた水域である。  
このうち、
  - 山陰海岸は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜湾に係る部分を除いた水域である。
  - 久美浜湾は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜町小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。

(ウ) 海域の全窒素及び全磷

水域統一番号	あてはめ水域名	設定の種類及び年月日	見直しの状況	該当類型及び達成期間	地点統一番号	環境基準地点名((2)と同じ緯度・経度)	範囲
601	舞鶴湾(ア)	府8.3.29		IIイ	601-1	念 仏 鼻 地	先 先
					601-2	榑 埼 地	
602	舞鶴湾(イ)	"		IIイ	602-1	キ ン ギ ヨ 鼻 地	先 先
					602-2	恵 比 須 埼 地	
603	宮 津 湾	"		IIイ	603-1	江 尻 地	先 先
					603-2	島 埼 地	
604	阿 蘇 海	"		IIハ	604-1	野 田 川 流 入 点	部 先
					604-2	中 央	
					604-3	溝 尻 地	
607	久 美 浜 湾	"		IIロ	607-1	湾 口 部	部 部
					607-2	湾 奥 部	

別記

- 舞鶴市松松崎から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。
- 舞鶴市金ヶ崎から31度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(ア)に係る部分を除いた水域である。
- 宮津市黒崎と同市波美崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち、阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
- 宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
- 久美浜湾南防波堤灯台から233度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。

資料58 水質汚濁に係る規制措置の状況

根拠法令	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例																																																										
排水口に係る濃度の基準  有害物質以外	(対象) 法に基づく特定事業場のうち日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上 <table border="1" data-bbox="363 353 884 987"> <tr><td>BOD</td><td>160(120)</td></tr> <tr><td>COD</td><td>160(120)</td></tr> <tr><td>SS</td><td>200(150)</td></tr> <tr><td>ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)</td><td>30</td></tr> <tr><td>フェノール</td><td>5</td></tr> <tr><td>pH</td><td>5.0~9.0 (海域へ排出) 5.8~8.6 (海域以外へ排出)</td></tr> <tr><td>ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)</td><td>5</td></tr> <tr><td>銅</td><td>3</td></tr> <tr><td>亜鉛</td><td>5</td></tr> <tr><td>溶解性鉄</td><td>10</td></tr> <tr><td>溶解性マンガン</td><td>10</td></tr> <tr><td>クロム</td><td>2</td></tr> <tr><td>大腸菌群数</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>窒素</td><td>120(60)</td></tr> <tr><td>りん</td><td>16(8)</td></tr> </table> この他に瀬戸内流域の事業場に対し、CODについて総量規制が適用されます。	BOD	160(120)	COD	160(120)	SS	200(150)	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	30	フェノール	5	pH	5.0~9.0 (海域へ排出) 5.8~8.6 (海域以外へ排出)	ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5	銅	3	亜鉛	5	溶解性鉄	10	溶解性マンガン	10	クロム	2	大腸菌群数	3,000	窒素	120(60)	りん	16(8)	(対象) 淀川水域及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場のうち、それぞれ日平均排水量30m <sup>3</sup> 以上又は50m <sup>3</sup> 以上 <table border="1" data-bbox="932 421 1417 611"> <tr><td>BOD</td><td>25(20)</td></tr> <tr><td>COD</td><td>25(20)</td></tr> <tr><td>SS</td><td>90(70)</td></tr> <tr><td>ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)*</td><td>20</td></tr> <tr><td>フェノール*</td><td>1</td></tr> </table> (注) ・単位はmg/ℓ。(pHは単位なし。また、大腸菌群数のみ個/cm <sup>3</sup> ) ・( )内は日間平均値の許容限度。 ・窒素及びりんについては、閉鎖性水域に限り適用。 ・*の条例による規制は、淀川水域に限り適用。	BOD	25(20)	COD	25(20)	SS	90(70)	ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)*	20	フェノール*	1																		
BOD	160(120)																																																											
COD	160(120)																																																											
SS	200(150)																																																											
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	30																																																											
フェノール	5																																																											
pH	5.0~9.0 (海域へ排出) 5.8~8.6 (海域以外へ排出)																																																											
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5																																																											
銅	3																																																											
亜鉛	5																																																											
溶解性鉄	10																																																											
溶解性マンガン	10																																																											
クロム	2																																																											
大腸菌群数	3,000																																																											
窒素	120(60)																																																											
りん	16(8)																																																											
BOD	25(20)																																																											
COD	25(20)																																																											
SS	90(70)																																																											
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)*	20																																																											
フェノール*	1																																																											
有害物質	(対象) 法に基づく特定事業場 <table border="1" data-bbox="363 1108 884 2024"> <tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>シアン化合物</td><td>1</td></tr> <tr><td>有機リン化合物</td><td>1</td></tr> <tr><td>六価クロム化合物</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>鉛及びその化合物</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>砒素及びその化合物</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>ポリ塩化ビフェニル</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>1, 2-ジクロロエタン</td><td>0.04</td></tr> <tr><td>1, 1-ジクロロエチレン</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>シス-1, 2-ジクロロエチレン</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>1, 1, 1-トリクロロエタン</td><td>3</td></tr> <tr><td>1, 1, 2-トリクロロエタン</td><td>0.06</td></tr> <tr><td>1, 3-ジクロロプロペン</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>チラウム</td><td>0.06</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>セレン及びその化合物</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>ほう素及びその化合物</td><td>230 (海域へ排出) 10 (海域以外へ排出)</td></tr> </table>	カドミウム及びその化合物	0.1	シアン化合物	1	有機リン化合物	1	六価クロム化合物	0.5	鉛及びその化合物	0.1	砒素及びその化合物	0.1	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	アルキル水銀化合物	検出されないこと	ポリ塩化ビフェニル	0.003	トリクロロエチレン	0.3	テトラクロロエチレン	0.1	ジクロロメタン	0.2	四塩化炭素	0.02	1, 2-ジクロロエタン	0.04	1, 1-ジクロロエチレン	0.2	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	チラウム	0.06	シマジン	0.03	チオベンカルブ	0.2	ベンゼン	0.1	セレン及びその化合物	0.1	ほう素及びその化合物	230 (海域へ排出) 10 (海域以外へ排出)	(対象) 淀川水域及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場 <table border="1" data-bbox="932 1137 1417 1272"> <tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>シアン化合物</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>有機リン化合物</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>六価クロム化合物</td><td>0.25</td></tr> </table> (注)単位はmg/ℓ	カドミウム及びその化合物	0.05	シアン化合物	0.5	有機リン化合物	0.5	六価クロム化合物	0.25
カドミウム及びその化合物	0.1																																																											
シアン化合物	1																																																											
有機リン化合物	1																																																											
六価クロム化合物	0.5																																																											
鉛及びその化合物	0.1																																																											
砒素及びその化合物	0.1																																																											
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005																																																											
アルキル水銀化合物	検出されないこと																																																											
ポリ塩化ビフェニル	0.003																																																											
トリクロロエチレン	0.3																																																											
テトラクロロエチレン	0.1																																																											
ジクロロメタン	0.2																																																											
四塩化炭素	0.02																																																											
1, 2-ジクロロエタン	0.04																																																											
1, 1-ジクロロエチレン	0.2																																																											
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4																																																											
1, 1, 1-トリクロロエタン	3																																																											
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06																																																											
1, 3-ジクロロプロペン	0.02																																																											
チラウム	0.06																																																											
シマジン	0.03																																																											
チオベンカルブ	0.2																																																											
ベンゼン	0.1																																																											
セレン及びその化合物	0.1																																																											
ほう素及びその化合物	230 (海域へ排出) 10 (海域以外へ排出)																																																											
カドミウム及びその化合物	0.05																																																											
シアン化合物	0.5																																																											
有機リン化合物	0.5																																																											
六価クロム化合物	0.25																																																											

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="363 201 676 331">ふつ素及びその化合物</td> <td data-bbox="676 201 884 331">15 (海域へ排出) 8 (海域以外へ排出)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 331 676 425">アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</td> <td data-bbox="676 331 884 425">100*</td> </tr> </table> <p data-bbox="363 425 884 515">* アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量</p>	ふつ素及びその化合物	15 (海域へ排出) 8 (海域以外へ排出)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*	
ふつ素及びその化合物	15 (海域へ排出) 8 (海域以外へ排出)					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*					
<p data-bbox="300 526 331 801">条例に基づく規制項目</p>		<p data-bbox="1029 526 1324 560">京都府環境を守り育てる条例</p> <p data-bbox="925 571 1420 604">(対象)</p> <p data-bbox="925 604 1420 638">条例の特定工場等のうち日平均排水量50m<sup>3</sup>以上</p> <table border="1" data-bbox="925 638 1420 660"> <tr> <td data-bbox="925 638 1273 660">ニッケル</td> <td data-bbox="1273 638 1420 660">2</td> </tr> </table> <p data-bbox="925 660 1101 694">(注)単位はmg/ℓ</p> <p data-bbox="925 705 1404 761">*この他に、特定工場に対し、BOD、COD及びSSについて汚濁負荷量規制があります。</p>	ニッケル	2		
ニッケル	2					



資料59 水域別BODの測定結果（15年度）

あてはめ水域名	河川名	地点名	類型	環境基準地点	平均値	75%値	最小値 ~ 最大値	x / y
安曇川	久多川	川合橋			<0.5		<0.5	
安曇川	芦火谷川	京都府・滋賀県境界点			<0.5		<0.5	
安曇川	百井川	大見川合流後			<0.5		<0.5	
宇治川（1）	宇治川	大峰橋	A		1.0		<0.5 ~ 1.4	
宇治川（1）	宇治川	宇治橋	A		1.0		0.7 ~ 1.4	
宇治川（1）	宇治川	隠元橋	A	○	0.9	0.9	0.6 ~ 1.4	0 / 12
宇治川（2）	宇治川	観月橋	B		0.9		0.7 ~ 1.2	
宇治川（2）	宇治川	宇治川大橋	B		1.4		0.8 ~ 2.2	
宇治川（2）	宇治川	淀川御幸橋	B	○	1.3	1.3	0.8 ~ 2.3	0 / 12
宇治川（1）	関電排水路	観流橋			1.0		<0.5 ~ 1.8	
宇治川（2）	旧安祥寺川	金ヶ崎橋			1.4		0.6 ~ 2.6	
宇治川（2）	山科川	新金ヶ崎橋			0.7		<0.5 ~ 1.1	
宇治川（2）	山科川	中野橋			6.2		3.2 ~ 9.9	
宇治川（2）	七瀬川	仙石橋			4.1		1.2 ~ 9.9	
宇治川（2）	東高瀬川	新竹田出橋			0.6		<0.5 ~ 1.2	
宇治川（2）	東高瀬川	三栖橋			1.6		0.9 ~ 3.5	
宇治川（2）	名木川	新橋			4.8		1.4 ~ 7.0	
宇治川（2）	場外排水路	相島橋			2.9		1.7 ~ 3.6	
宇治川（2）	古川	中橋			6.6		5.0 ~ 11	
田原川	田原川	蛍橋	A	○	0.5	0.5	<0.5 ~ 0.7	0 / 12
桂川上流	桂川	八千代橋	A		<0.5		<0.5	
桂川上流	桂川	越方橋	A		1.7		<0.5 ~ 4.1	
桂川上流	桂川	大堰橋	A		1.4		0.6 ~ 3.0	
桂川上流	桂川	保津峡	A		1.3		0.9 ~ 2.0	
桂川上流	桂川	渡月橋	A	○	0.9	1.0	<0.5 ~ 1.4	0 / 12
桂川下流（1）	桂川	西大橋	B	○	1.5	1.6	0.6 ~ 2.4	0 / 12
桂川下流（2）	桂川	久世橋	B		0.9		0.6 ~ 1.2	
桂川下流（2）	桂川	羽束師橋	B		1.5		0.8 ~ 1.9	
桂川下流（2）	桂川	宮前橋	B	○	1.5	1.6	0.9 ~ 3.5	1 / 13
桂川下流（2）	桂川	三川合流前	B		2.2		1.0 ~ 3.5	
桂川上流	西川	桂川流入前			1.7		1.0 ~ 2.0	
桂川下流（2）	御室川	三宝寺川合流後			0.6		<0.5 ~ 0.8	
桂川下流（2）	御室川	太子道橋			1.0		<0.5 ~ 2.0	
桂川下流（2）	新川	上久世橋			1.2		<0.5 ~ 3.4	
桂川下流（2）	西羽束師川	戌亥橋			2.0		1.0 ~ 3.1	
桂川下流（2）	西羽束師川	自動車試験場横			1.4		<0.5 ~ 2.3	
桂川下流（2）	七間堀川	桂川流入前			2.8		1.0 ~ 6.5	
桂川下流（2）	小泉川	新山崎橋			2.0		<0.5 ~ 4.9	
桂川上流	田原川	桂川流入前			0.9		0.5 ~ 1.8	
弓削川	弓削川	寺田橋	A	○	0.6	<0.5	<0.5 ~ 1.0	0 / 12
園部川	園部川	神田橋	A	○	1.1	1.4	0.5 ~ 2.1	1 / 12
犬飼川	犬飼川	並河橋	B	○	1.4	1.8	0.8 ~ 2.2	0 / 11
有栖川	有栖川	梅津新橋	B	○	1.4	1.8	0.5 ~ 2.1	0 / 12
天神川	天神川	原谷川合流後	B		0.5		<0.5 ~ 0.5	
天神川	天神川	二条裏橋	B		0.8		<0.5 ~ 2.0	
天神川	天神川	西京極橋	B	○	1.1	1.1	<0.5 ~ 3.2	1 / 12
清滝川	清滝川	落合橋	AA	○	0.5	<0.5	<0.5 ~ 0.5	0 / 12
小畑川上流	小畑川	中山橋	C		0.8		<0.5 ~ 1.4	
小畑川上流	小畑川	京都市・長岡京市境界点	C	○	0.8	1.0	<0.5 ~ 1.2	0 / 12
小畑川下流	小畑川	小畑橋	C	○	1.4	1.8	0.6 ~ 2.7	0 / 12
高野川上流	高野川	三宅橋	AA	○	0.5	<0.5	<0.5 ~ 0.5	0 / 12
高野川下流	高野川	高野橋	A		0.6		<0.5 ~ 0.9	
高野川下流	高野川	河合橋	A	○	0.7	0.8	<0.5 ~ 1.2	0 / 12
高野川下流	岩倉川	千石橋			0.8		0.5 ~ 1.3	

あてはめ水域名	河川名	地点名	類型	環境基準地点	平均値	75%値	最小値	～	最大値	x / y
鴨川上流 (1)	鴨川	高橋	A		0.5		<0.5	～	0.6	
鴨川上流 (1)	鴨川	北大路橋	A		0.7		<0.5	～	1.8	
鴨川上流 (1)	鴨川	出町橋	A	○	0.7	0.7	<0.5	～	1.0	0 / 12
鴨川上流 (2)	鴨川	三条大橋	A	○	0.7	0.7	<0.5	～	1.3	0 / 12
鴨川上流 (2)	鴨川	勸進橋	A		0.9		<0.5	～	1.9	
鴨川下流	鴨川	鳥羽大橋	B		0.9		<0.5	～	1.6	
鴨川下流	鴨川	京川橋	B	○	0.8	0.9	<0.5	～	1.6	0 / 12
鴨川上流 (2)	白川	下河原橋			0.8		<0.5	～	1.8	
鴨川下流	西高瀬川	天神橋			3.4		2.0	～	5.1	
木津川 (2)	木津川	笹瀬橋	A	○	1.7	1.8	1.0	～	2.6	3 / 12
木津川 (3)	木津川	恭仁大橋	A	○	1.7	1.1	<0.5	～	6.8	2 / 12
木津川 (3)	木津川	玉水橋	A	○	1.4	1.6	0.5	～	3.5	2 / 12
木津川 (3)	木津川	木津川御幸橋	A	○	1.3	1.4	0.5	～	2.7	3 / 13
木津川 (3)	名張川	高山ダム下流			1.4		1.1	～	2.4	
木津川 (3)	山田川	木津川流入前			2.3		1.7	～	3.5	
木津川 (3)	手原川	木津川流入前			3.0		1.9	～	4.8	
和束川	和束川	菜切橋	A	○	0.7	0.8	<0.5	～	1.4	0 / 12
大谷川	大谷川	五月橋	E		0.9		0.6	～	1.6	
大谷川	大谷川	二ノ橋	E	○	6.1	6.9	2.6	～	21	1 / 12
大谷川	防賀川	内里橋			1.8		0.9	～	2.4	
由良川上流	由良川	出合橋	AA		0.5		<0.5	～	0.7	
由良川上流	由良川	安野橋	AA	○	0.5	<0.5	<0.5	～	0.9	0 / 12
由良川下流	由良川	大野ダム下	A		<0.5		<0.5			
由良川下流	由良川	須川橋	A		0.9		0.6	～	1.7	
由良川下流	由良川	山家橋	A	○	1.1	1.2	0.5	～	3.5	1 / 11
由良川下流	由良川	以久田橋	A	○	0.7	0.7	<0.5	～	0.9	0 / 11
由良川下流	由良川	音無瀬橋	A	○	0.7	0.8	<0.5	～	0.8	0 / 12
由良川下流	由良川	笹巻橋	A		0.8		0.5	～	1.1	
由良川下流	由良川	波美橋	A	○	0.7	0.8	<0.5	～	1.1	0 / 11
由良川下流	由良川	由良川橋	A	○	0.6	0.7	<0.5	～	0.9	0 / 12
由良川下流	法川	京口橋			1.8		0.7	～	2.9	
由良川下流	和久川	下荒河橋下流			1.5		<0.5	～	2.1	
由良川下流	弘法川	上荒河橋			1.6		<0.5	～	2.6	
棚野川	棚野川	和泉大橋	A	○	0.6	<0.5	<0.5	～	0.8	0 / 12
高屋川	高屋川	黒瀬橋	A	○	1.0	1.2	<0.5	～	2.3	1 / 12
上林川	上林川	五郎橋	A	○	1.2	1.2	<0.5	～	3.0	2 / 12
八田川	八田川	八田川橋	A	○	1.1	1.3	0.6	～	1.7	0 / 11
犀川	犀川	小貝橋	A	○	1.0	1.3	0.8	～	1.5	0 / 10
土師川	土師川	土師橋	A	○	0.7	0.8	<0.5	～	0.9	0 / 12
土師川	竹田川	東橋			2.1		0.6	～	4.4	
牧川	牧川	天津橋	A	○	2.1	2.5	<0.5	～	6.9	6 / 12
宮川	宮川	宮川橋	A	○	1.7	1.6	<0.5	～	8.2	1 / 12
舞鶴湾 (1)	高野川	新橋			2.9		0.6	～	7.7	
舞鶴湾 (1)	与保呂川	桜橋			0.9		<0.5	～	1.8	
伊佐津川	伊佐津川	相生橋	A	○	0.7	0.8	<0.5	～	1.0	0 / 12
河辺川	河辺川	第一河辺川橋	A	○	0.7	0.8	<0.5	～	0.9	0 / 12
野田川	野田川	六反田橋	A	○	1.1	1.4	<0.5	～	1.8	0 / 12
野田川	野田川	堂谷橋	A	○	1.5	2.0	0.5	～	3.2	2 / 11
竹野川	竹野川	新橋	B		1.6		1.0	～	2.1	
竹野川	竹野川	内記橋	B		1.7		1.1	～	2.6	
竹野川	竹野川	荒木野橋	B	○	1.6	2.0	1.3	～	2.0	0 / 11
大手川	大手川	京口橋	A	○	1.3	1.2	0.6	～	2.9	1 / 12
宇川	宇川	宇川橋	A	○	1.1	1.2	0.6	～	1.5	0 / 12
福田川	福田川	新川橋	A	○	1.6	1.7	0.9	～	2.0	0 / 12
佐濃谷川	佐濃谷川	高橋橋	A	○	1.4	1.6	1.1	～	1.8	0 / 12

資料60 水域別CODの測定結果（15年度）

あてはめ 水域名	地 点 名	類型	環境基 準地点	平均値	75% 値	最小値 ~ 最大値	x / y
舞鶴湾(1)	檜 埼 地 先	A	○	1.4	1.8	0.6 ~ 2.3	1 / 6
舞鶴湾(2)	キンギョ鼻地先	A	○	1.4	1.9	0.7 ~ 2.2	1 / 6
舞鶴湾(2)	恵比須埼地先	A	○	1.6	2.1	0.9 ~ 2.3	2 / 6
宮 津 湾	江 尻 地 先	A	○	1.1	1.2	0.7 ~ 1.8	0 / 6
宮 津 湾	島 埼 地 先	A	○	1.2	1.5	0.7 ~ 1.9	0 / 6
阿 蘇 海	野田川流入点	B	○	2.6	2.9	1.8 ~ 3.5	1 / 12
阿 蘇 海	中 央 部	B	○	2.7	2.9	2.0 ~ 4.5	2 / 12
阿 蘇 海	溝 尻 地 先	B	○	2.7	2.9	1.5 ~ 4.3	3 / 12
阿 蘇 海	文 珠 地 先	B		2.5		1.6 ~ 4.2	
久美浜湾	湾 口 部	A	○	1.9	2.2	1.1 ~ 2.7	5 / 12
久美浜湾	佐濃谷川流入点	A		1.8		1.2 ~ 2.6	
久美浜湾	神 崎 地 先	A		2.0		1.2 ~ 2.9	
久美浜湾	湾 奥 部	A	○	2.0	2.2	1.2 ~ 3.4	6 / 12
若 狭 湾	栗 田 湾 沖	A	○	1.1	1.1	0.8 ~ 1.5	0 / 4
若 狭 湾	波 見 埼 沖	A	○	0.9	0.9	0.6 ~ 1.2	0 / 4
若 狭 湾	鷺 埼 沖	A	○	0.6	0.6	<0.5 ~ 0.9	0 / 4
山陰海岸	竹 野 川 沖	A	○	0.7	0.6	<0.5 ~ 0.9	0 / 4
山陰海岸	久美浜湾沖	A	○	0.7	0.6	<0.5 ~ 1.1	0 / 4

資料61 海域別全窒素、全磷の測定結果（15年度）

あてはめ 水域名	地 点 名	類型	環境基 準地点	全 窒 素			全 磷		
				平均値	最小値 ~ 最大値	x / y	平均値	最小値 ~ 最大値	x / y
舞鶴湾(ア)	念仏鼻地先	II	○	0.28	0.11 ~ 0.60	1 / 6	0.020	0.011 ~ 0.034	1 / 6
舞鶴湾(ア)	檜 埼 地 先	II	○	0.27	0.17 ~ 0.37	2 / 6	0.036	0.016 ~ 0.12	1 / 6
舞鶴湾(イ)	キンギョ鼻地先	II	○	0.25	0.15 ~ 0.36	1 / 6	0.035	0.009 ~ 0.14	1 / 6
舞鶴湾(イ)	恵比須埼地先	II	○	0.18	0.11 ~ 0.24	0 / 6	0.016	0.011 ~ 0.023	0 / 6
宮 津 湾	江 尻 地 先	II	○	0.31	0.15 ~ 0.63	2 / 6	0.015	0.007 ~ 0.020	0 / 6
宮 津 湾	島 埼 地 先	II	○	0.25	0.18 ~ 0.30	0 / 6	0.017	0.009 ~ 0.029	0 / 6
阿 蘇 海	野田川流入点	II	○	0.38	0.26 ~ 0.51	5 / 6	0.042	0.021 ~ 0.061	4 / 6
阿 蘇 海	中 央 部	II	○	0.36	0.19 ~ 0.49	4 / 6	0.047	0.017 ~ 0.10	4 / 6
阿 蘇 海	溝 尻 地 先	II	○	0.38	0.24 ~ 0.50	5 / 6	0.050	0.019 ~ 0.11	3 / 6
阿 蘇 海	文 珠 地 先	II		0.38	0.20 ~ 0.64		0.041	0.018 ~ 0.092	
久美浜湾	湾 口 部	II	○	0.25	0.11 ~ 0.53	1 / 6	0.019	0.012 ~ 0.029	0 / 6
久美浜湾	佐濃谷川流入点	II		0.19	0.08 ~ 0.29		0.025	0.012 ~ 0.047	
久美浜湾	神 崎 地 先	II		0.18	0.05 ~ 0.28		0.025	0.010 ~ 0.047	
久美浜湾	湾 奥 部	II	○	0.24	0.06 ~ 0.40	2 / 6	0.039	0.013 ~ 0.081	2 / 6

- (注) 1 単位はmg/lです。  
 2 BOD、CODの平均値は日間平均値の年間平均値です。  
 3 BOD、CODの最小値、最大値は日間平均値の最小値、最大値です  
 4 x/yのxは環境基準に適合しない日数、yは総測定日数です。  
 5 河川のBOD、海域のCOD、全窒素、全磷の環境基準値は以下のとおりです。

河 川	
類型	BOD水質
AA	1mg/l以下
A	2mg/l以下
B	3mg/l以下
C	5mg/l以下
D	8mg/l以下
E	10mg/l以下

海 域				
類型	COD水質	類型	全窒素水質	全磷水質
A	2mg/l以下	I	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
B	3mg/l以下	II	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
C	8mg/l以下	III	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
		IV	1mg/l以下	0.09mg/l以下

資料62 主な河川・海域別BOD発生負荷量等一覧表（13年3月末現在）

項目 水域	BOD発生負荷量及び発生比率						処理形態別人口						
	総負荷量 (kg/日)	生活系		産業系 (%)	畜産系 (%)	自然系 (%)	総人口 (人)	下水道利用人口		合併処理浄化槽		雑排水未処理	
		(%)	雑排水 (%)					人口比 (%)	利用人口 (人)	人口比 (%)	排出口 (人)	人口比 (%)	
木津川	3,209.2	60.7	52.8	32.0	1.2	6.1	143,875	69,369	48.2	11,759	8.2	62,747	43.6
宇治川	8,278.3	59.9	37.0	36.8	0.5	2.8	692,347	524,591	75.8	54,297	7.8	113,459	16.4
桂川	10,093.8	51.0	25.4	37.3	4.4	7.3	1,340,725	1,225,114	91.4	20,468	1.5	95,143	7.1
大谷川	630.9	51.9	48.1	41.5	0.3	6.3	85,695	73,686	86.0	769	0.9	11,240	13.1
滋賀県流入	61.8	34.5	30.3	18.0	5.3	42.2	818	0	0.0	125	15.3	693	84.7
大阪府流入	242.3	60.4	56.6	26.0	4.8	8.8	19,693	14,258	72.4	353	1.8	5,082	25.8
由良川	6,718.4	35.9	26.4	43.0	9.7	11.4	153,670	59,188	38.5	28,697	18.7	65,785	42.8
舞鶴湾	3,467.8	56.2	33.7	40.4	0.4	3.0	88,259	39,961	45.3	4,927	5.6	43,371	49.1
宮津湾	2,249.1	45.6	39.7	50.0	0.6	3.8	44,976	10,529	23.4	1,430	3.2	33,017	73.4
若狭湾	525.8	46.7	42.4	38.9	1.5	12.9	9,150	336	3.7	574	6.2	8,240	90.1
竹野川	1,906.0	41.1	37.8	50.8	2.4	5.7	33,211	0	0.0	6,514	19.6	26,697	80.4
久美浜湾	603.4	49.8	46.4	37.5	0.9	11.8	12,146	620	5.1	1,171	9.6	10,355	85.3
山陰海岸東部	1,916.3	30.5	29.0	62.6	3.3	3.6	21,928	15	0.1	1,333	6.0	20,580	93.9
計	39,903.1	49.7	33.5	40.6	3.4	6.3	2,646,493	2,017,667	76.2	132,417	5.0	496,409	18.8

資料63 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	昭和49年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジ	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>	

資料64 地下水の環境基準の達成状況等 (15年度)

項目名	区分	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査	汚染範囲確認調査
		超過地点数/調査地点数	超過地点数/調査地点数	超過地点数/調査地点数	超過地点数/調査地点数
カドミウム		0/51	—	—	—
全シアン		0/41	—	—	—
鉛		1/51	1/11	—	—
六価クロム		0/41	—	—	—
砒素		2/73	—	3/5	—
総水銀		0/51	—	—	—
アルキル水銀		—	—	—	—
P/C/B		0/22	—	—	—
ジクロロメタン		0/69	—	0/32	—
四塩化炭素		0/69	—	0/37	0/2
1, 2-ジクロロエタン		0/69	—	0/31	—
1, 1-ジクロロエチレン		0/69	0/4	1/50	0/2
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0/69	0/12	2/50	0/2
1, 1, 1-トリクロロエタン		0/69	0/4	0/50	0/2
1, 1, 2-トリクロロエタン		0/69	—	0/31	—
トリクロロエチレン		0/69	0/4	0/50	0/2
テトラクロロエチレン		5/69	0/12	6/50	0/2
1, 3-ジクロロプロペン		0/24	—	—	—
チウラム		0/24	—	—	—
シマジン		0/24	—	—	—
チオベンカルブ		0/24	—	—	—
ベンゼン		0/69	—	0/31	—
セレン		0/22	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		4/94	1/11	0/1	—
ふっ素		1/67	0/10	2/4	—
ほう素		0/67	0/6	0/11	—
トランス-1, 2-ジクロロエチレン		—	0/4	0/19	0/2

- (注) 1 トランス-1, 2-ジクロロエチレンについては、平成5年3月8日環水管第21号環境庁通知に基づく要監視項目であり、指針値で評価しています。  
 2 超過地点数/調査地点数は環境基準等を超過した地点数です。  
 3 「汚染範囲確認調査」とは、定期モニタリング調査で3年間連続して環境基準を達成した地点の周辺で実施する調査です。